

第2章 排水設備工事の手続き

1 排水設備指定工事店

排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）とは、排水設備工事の設計及び施工を行うにあたり、適正に施工できる者として市長が指定した工事店をいう。

指定工事店の指定については、薩摩川内市排水設備指定工事店規則に定めるところによる。

2 排水設備工事の手続き

指定工事店は、発注者より排水設備工事の申し込みを受けたときは、排水設備の設計、排水設備計画確認申請を行い、承認を受けた後工事に着手するものとする。

工事受注に際して指定工事店は、発注者に工事価格及び使用開始に伴う負担金又は分担金・使用料についても十分な説明を行い、工事の申請を行うものとする。

受注者は、工事受注から計画確認までの手続きについて、次の事項について注意するものとする。

- (1) 受注に際しては、必ず請負契約書を締結すること。
- (2) 工事箇所について、あらかじめその工事に関する利害関係者（土地・家屋の所有者）の承諾を得ていることを確認すること。
- (3) 負担金について、公共下水道事業川内処理区においては、水道口径により確認申請時に賦課としているが、他の下水道事業は処理区毎に負担金の有無や、額に違いがあるので確認を行うこと。
- (4) 排水設備工事設計にあたっては、本排水設備工事の手引及び関係法令（建築基準法・下水道法等）を遵守するものとする。特に公共下水道事業においては、排出する汚水の水質等を確認し、除害施設についての検討を行うこと。
- (5) 排水設備確認申請書については、条例に定める必要な書類を添えて申請し、承認を受けること。
- (6) 計画確認申請にあたっては、必ず排水設備責任技術者が立ち会うこと。

3 排水設備工事の開始

排水設備工事の開始は、薩摩川内市排水設備指定工事店規則に規定する排水設備工事の審査を受けたのち、工事を施工するものとする。

なお、排水設備計画確認手数料は指定工事店より徴収する。

4 排水設備工事の完成

排水設備工事が完成したときは、排水設備工事の完了届を提出し、市の検査を受けなければならない。

検査の結果、適正と認めるものについては検査済証を発行するものとし、検査済証を交付した時を完成とする。

なお、排水設備の検査に排水設備責任技術者が立ち会うものとし、検査の結果、手直しが生じる場合には無償で手直しの工事を行うものとする。

5 排水設備の引渡し

指定工事店は、完成した排水設備を発注者に引き渡すことにより、受注者としての義務を履行することになる。

完成した排水設備とは、発注者から指示された施工条件を備え、かつ、市の定める基準に適合するものをいう。

指定工事店は、完成物件を引き渡すにあたり、発注者の立ち会いを求め、当該工事が、請負契約の締結時に示された施工条件に適合していることの確認を受けなければならない。（設計変更を行った場合は、変更事項を説明し、発注者の確認を得ること。）

なお、完成した排水設備を引き渡す際には次の事項を説明するものとする。

ア 排水設備完成図を交付し、説明を行うこと。

イ 排水設備の使用法、その他維持管理に必要な次の事項を説明すること。

(1) 常に適切な維持管理ができるように、ますの上に物を置かないこと。

(2) 器具の使い方について指導すること。

(3) トラップマス及び阻集器は、定期的に清掃を行うこと。

(4) 排水槽の清掃などの管理を適切に行うこと。

(5) 排水設備の機能を著しく阻害するおそれのあるものは流さないこと。

〔例：トイレトーパー以外の紙類、野菜くず、布切れ、油類（てんぷら・サラダ油・マシン油・ガソリン等）、農薬等〕

(6) 使用開始届の提出を行うこと。

(7) 負担金・分担金及び使用料の徴収が開始されること及び料金の額等について説明を行うこと。

ウ 工事の保証期間について説明を行うこと。（1年間）

エ 市長から示される条件等の内容をあらかじめ説明すること。

（申請した排水設備工事確認申請書の記載事項に変更があった場合は、市長に届けること。例：井戸水から市水への切り替え、井戸水を使用している場合の世帯人口の変更等、ただし、事業毎に条件が違うので説明前に下水道室に確認をとること。）

オ 故障の際の連絡先について説明を行うこと。